

令和5年度 第3回松戸市福祉有償運送運営協議会

日時 令和6年1月16日（火） 10:00～

場所 松戸市教育委員会 5階 会議室

★ 配布資料2 ★

目次

- | | | |
|---|-------------------------------|-------|
| 1 | 松戸市における福祉有償運送必要性に関する資料概要 | P 1 |
| 2 | 松戸市全体の人口推移と推計 | P 2 |
| 3 | 要介護・要支援認定者数の推移 | P 3 |
| 4 | 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数 | P 4～5 |
| 5 | 認知症高齢者数の現況と推計 | P 6 |
| 6 | 松戸市内タクシー事業者及びその保有車両台数一覧 | P 7 |
| 7 | 福祉有償運送 運送対象要件（道路運送法施行規則第四十九条） | P 8 |

松戸市 福祉長寿部 福祉政策課 地域福祉担当室

（松戸市福祉有償運送運営協議会事務局）

1 松戸市全体の人口推移・推計

本資料からは、総人口に対する高齢者の割合が確認できます。全国的な流れに従い、本市においても高齢化率の上昇が確認でき、推計においても現在の流れを変えることができないと予想されます。そして現在、65歳未満の人口が高止まりしている予想であり、今後の推計としては、減少していくことが予想されます。以上の流れから、年齢による身体の不調を考慮すると、今後移動制約者の数は増加することが考えられ、福祉有償運送による移動手段の確保が必要と考えられます。

2 松戸市の要支援・要介護認定者の推移

本資料からは、身体障害、その他障害に繋がrierる要支援・要介護者の推移を表したグラフになります。グラフからわかるとおり、認定者の数は右肩上がりとなっており、福祉有償運送の対象者としてとらえられる人数の増加に関係しているものと考えられます。

3 松戸市身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 所持者数の推移

本資料からは身体障害に限らず、バス・タクシー等の公共交通機関に乗車できない方を広くとらえた場合の参考資料になります。療育手帳所持者数においては、緩やかな増加が見て取れますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数においては、8年間で倍近くにまで伸びています。バス・タクシー等の公共交通機関に乗車できないという状況は、様々な障害に起因するかと考えられます。今後このような数の増加が、福祉有償運送を必要とする方の増加に繋がるのではないのでしょうか。

4 松戸市の事業対象者の推移と推計

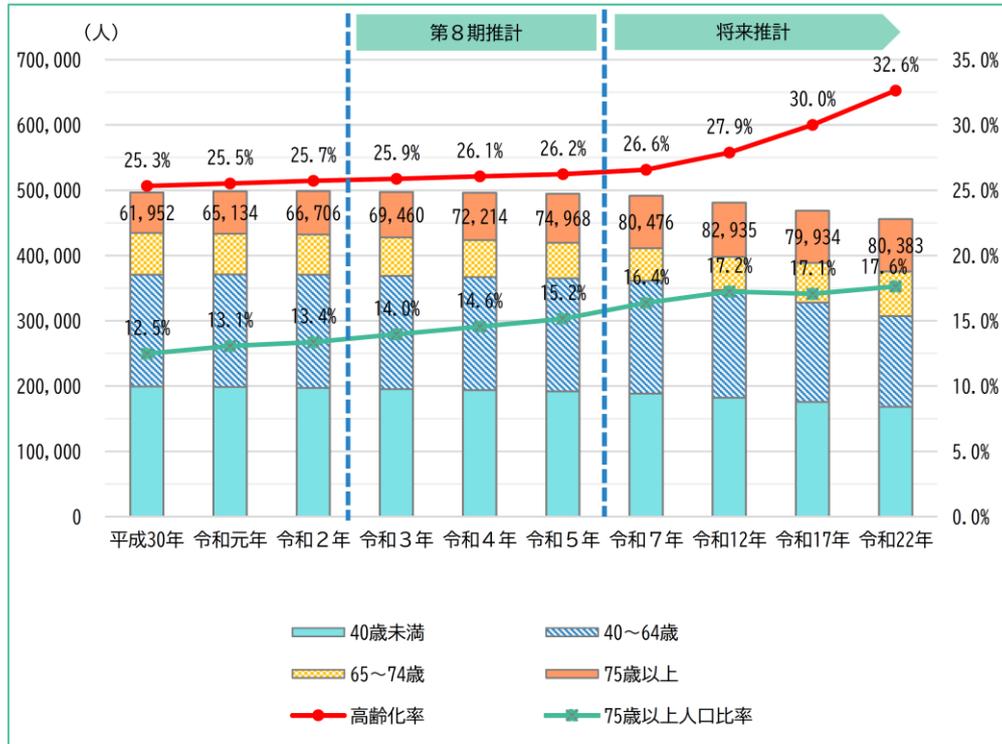
本資料は、「2 松戸市の要支援・要介護認定者の推移」に該当しないが、支援を必要としている方の数になります。要支援・要介護者認定者数の増加とは反対に、過去3年間の実績値は減少傾向ではありますが、高齢化率の上昇に伴い本数字も将来的には増加すると見込まれていることが示されています。この事業対象者は道路運送法施行規則第四十九条第二項へに掲載されているとおり、福祉有償運送の対象となり得る方々であるため、将来予測に増加が見込まれる以上、福祉有償運送必要性に繋がると考えられます。

5 松戸市の認知症高齢者数の現況と推計

本資料は、「4 松戸市の事業対象者の推移と推計」のさらに補足資料となります。判断能力の低下により公共交通機関が利用できないケースを想定した数になりますので、併せてご確認ください。

第2章 松戸市の高齢者を取りまく状況

◇ 松戸市全体の人口推計・人口構成



介護保険事業計画 年齢	第7期						第8期				将来推計			
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)				
総人口(人)	496,328	498,367	498,781	497,376	495,971	494,566	491,757	481,159	468,548	455,837				
40歳未満(人)	199,443	198,802	197,096	195,374	193,652	191,930	188,487	182,115	175,815	168,214				
40~64歳(人)	171,181	172,402	173,418	173,258	173,098	172,938	172,618	164,875	152,138	138,818				
65歳以上(人)	125,704	127,163	128,267	128,744	129,221	129,698	130,652	134,169	140,595	148,805				
65~74歳(人)	63,752	62,029	61,561	59,284	57,007	54,730	50,176	51,234	60,661	68,422				
75歳以上(人)	61,952	65,134	66,706	69,460	72,214	74,968	80,476	82,935	79,934	80,383				
高齢化率	25.3%	25.5%	25.7%	25.9%	26.1%	26.2%	26.6%	27.9%	30.0%	32.6%				
65~74歳人口比率	12.8%	12.4%	12.3%	11.9%	11.5%	11.1%	10.2%	10.6%	12.9%	15.0%				
75歳以上人口比率	12.5%	13.1%	13.4%	14.0%	14.6%	15.2%	16.4%	17.2%	17.1%	17.6%				

- ※ 各年10月1日現在
- ※ 平成30年～令和2年は住民基本台帳人口の実績
- ※ 令和3年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計(平成30年)を基に年齢階層ごとの構成比率が比例的に変動するものとして算出し、住民基本台帳人口に置換えて推計

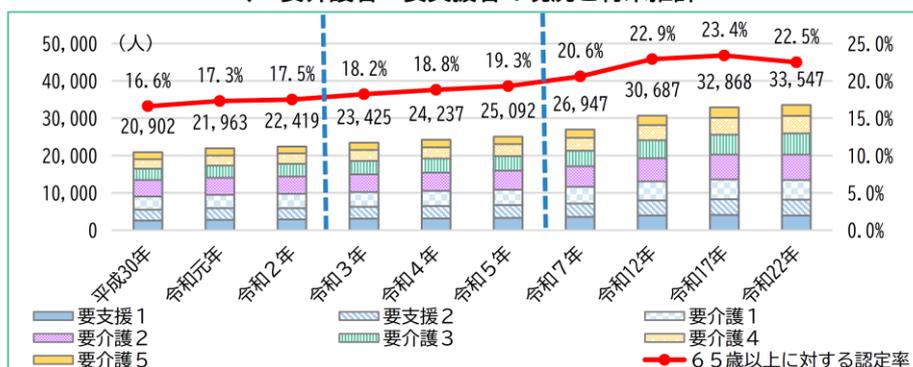
いきいき安心プランⅦまつど(令和3年3月)から抜粋

第3節 要介護・要支援者数の推移と推計

第1節の人口推計や厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』等を用いて、要介護者・要支援者の現況と将来推計をまとめると、以下の表のとおりとなります。

65歳以上人口に対する要介護・要支援認定率は、令和2年度は17.5%ですが、介護の必要性が高まる75歳以上人口の増加に伴い上昇し、令和17年度で23.4%とピークを迎え、令和22年度には若干下がり22.5%と推計されます。一方、要介護者・要支援者の総数は、令和2年度は22,419人となっていますが、令和7年度には26,947人、令和22年度には33,547人になる等一貫して増加し続けると推計されます。

◇ 要介護者・要支援者の現況と将来推計



介護保険事業計画	第7期						第8期				将来推計			
	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)				
要介護度														
要介護者・要支援者総数	20,902	21,963	22,419	23,425	24,237	25,092	26,947	30,687	32,868	33,547				
65歳以上に対する認定率	16.6%	17.3%	17.5%	18.2%	18.8%	19.3%	20.6%	22.9%	23.4%	22.5%				
要支援1	2,565	2,768	2,859	3,057	3,170	3,291	3,518	3,925	4,043	3,953				
要支援2	2,933	3,116	3,044	3,202	3,309	3,411	3,634	4,056	4,227	4,229				
要介護1	3,522	3,618	3,859	3,960	4,059	4,162	4,476	5,058	5,299	5,273				
要介護2	4,410	4,569	4,588	4,723	4,879	5,082	5,452	6,206	6,638	6,806				
要介護3	3,034	3,219	3,408	3,604	3,761	3,889	4,198	4,874	5,403	5,670				
要介護4	2,546	2,676	2,782	2,919	3,047	3,181	3,441	4,022	4,465	4,697				
要介護5	1,892	1,997	1,879	1,960	2,012	2,076	2,228	2,546	2,793	2,919				

※ 各年10月1日時点
 ※ 平成30年～令和2年は実績（介護保険事業報告のデータ）
 ※ 令和3年度以降は、厚生労働省の『地域包括ケア「見える化」システム』により推計

いきいき安心プランⅦまっど（令和3年3月）から抜粋

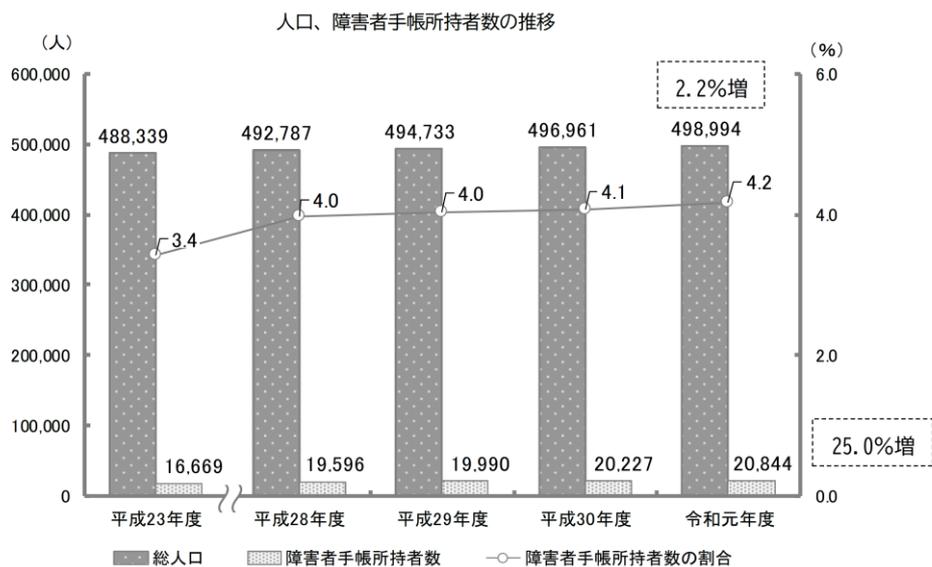


第2章

松戸市における障害のある人・子どもの現状

1 人口、障害者手帳所持者数の推移

計画策定時である平成23年度から令和元年度期間での障害者手帳所持者数は、年々増えており、8年間で4,175人増えています。また、平成23年度から令和元年度の増加割合は、総人口が2.2%増であるのに対し、障害者手帳所持者数は、25.0%増となっており、令和元年度における総人口に対する障害者手帳所持者数の割合は、平成23年度から0.8ポイント増の4.2%となっています。



資料：人口は住民基本台帳（各年度3月末現在）、障害者手帳所持者数は庁内資料（各年度3月末現在）

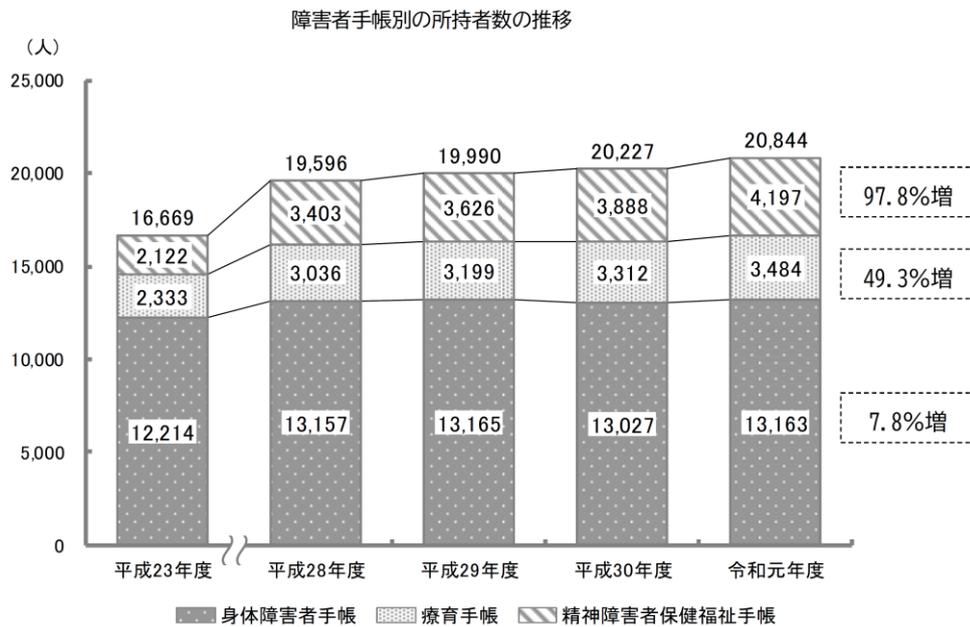
第3次松戸市障害者計画（令和3年3月）から抜粋

2 障害のある人・子どもの現状

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳別では、平成23年度においては、身体障害者手帳所持者が最も多く、次いで療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の順でしたが、直近では身体障害者手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、療育手帳所持者の順になっています。

また、3障害ともに増加傾向にあり、平成23年度に比べ、身体障害者手帳所持者は7.8%増と微増であるのに対し、療育手帳所持者は約1.5倍（49.3%増）、精神障害者保健福祉手帳所持者は約2倍（97.8%増）となっています。



第3次松戸市障害者計画（令和3年3月）から抜粋

5 松戸市の認知症高齢者数の現況と推計

第2章 松戸市の高齢者を取りまく状況

◇ 年齢区分別 認知症高齢者数の現況と将来推計一覧表

(単位：人)

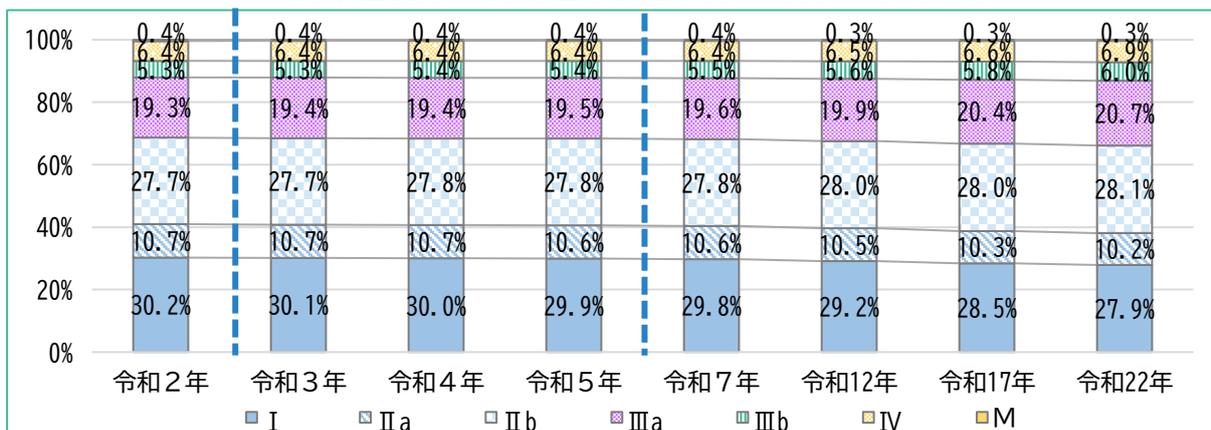
介護保険事業計画		第7期		第8期		将来推計			
年度		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
年齢	全体	18,937	19,801	20,664	21,528	23,256	26,830	28,953	29,656
	65～69歳	643	627	611	595	563	666	788	849
	70～74歳	1,447	1,379	1,312	1,244	1,109	974	1,153	1,372
	75～79歳	2,898	2,956	3,013	3,071	3,186	2,448	2,155	2,553
	80～84歳	4,614	4,831	5,049	5,266	5,701	6,360	4,913	4,353
	85～89歳	5,067	5,363	5,658	5,954	6,545	8,180	9,343	7,286
	90歳以上	4,268	4,645	5,021	5,398	6,151	8,203	10,600	13,243
	男性	6,499	6,753	7,007	7,262	7,770	8,726	9,264	9,503
	65～69歳	372	363	355	346	329	396	465	499
	70～74歳	742	707	673	638	569	505	612	721
	75～79歳	1,219	1,243	1,267	1,291	1,338	1,029	919	1,122
	80～84歳	1,643	1,713	1,783	1,852	1,992	2,227	1,719	1,552
	85～89歳	1,558	1,648	1,738	1,827	2,007	2,470	2,843	2,213
	90歳以上	965	1,079	1,193	1,307	1,535	2,101	2,707	3,396
	女性	12,438	13,048	13,657	14,267	15,486	18,104	19,689	20,153
	65～69歳	271	264	256	249	235	270	323	349
	70～74歳	705	672	639	606	540	469	541	651
	75～79歳	1,679	1,713	1,747	1,780	1,848	1,419	1,236	1,432
	80～84歳	2,971	3,119	3,266	3,414	3,709	4,133	3,194	2,801
	85～89歳	3,509	3,715	3,921	4,126	4,538	5,711	6,501	5,073
	90歳以上	3,303	3,566	3,828	4,091	4,616	6,102	7,893	9,847

※ 令和2年は実績値（4月1日）

※ 令和3年以降は人口推計を基に各年の変化率により男女別・年齢区分別に推計

また、認知症高齢者の日常生活自立度別割合は以下の通り推計されています。なお、日常生活自立度がⅠの人は、ほぼ自立している状態ですが、認知機能低下の進行を遅らせる必要があります。

◇ 認知症度別 認知症高齢者割合の現況と将来推計



■松戸市内タクシー事業者の総車両数とUDタクシー保有台数

(R5年3月末現在)

No.	社名		総車両数		その他
				内UD	
1	法人	京成タクシー松戸東(株)	78	30	
2	法人	京成タクシー松戸西(株)	69	54	
3	法人	マツドタクシー(株)イースタン	92	0	
4	法人	(株)櫛山交通	79	0	
5	法人	(株)ダブリュータクシー	44	13	
6	法人	小金タクシー(有)	29	4	
7	法人	花嶋タクシー(有)			R5.4.4事業廃止
8	法人	(有)石原タクシー			R5.4.4事業廃止
9	法人	(有)マイスター	8	0	
10	法人	(有)東葛運転代行者	22	0	
11	個人	東葛個人タクシー協同組合	26	0	
12	個人	久保田タクシー	1	0	
		計	448	101	22.54%

※UD：ユニバーサルデザイン

昭和二十六年運輸省令第七十五号 道路運送法施行規則

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）及び道路運送法施行法（昭和二十六年法律第百八十四号）に基き、並びにこれらの法律を実施するため、道路運送法施行規則を次のように定める。

第四章 自家用自動車の使用

（自家用有償旅客運送）

第四十九条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
 - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者
 - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
 - ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
 - ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
 - ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
 - ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者